

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(申請先)
諏訪広域連合長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名	被保険者番号														
	個人番号														
	生 年 月 日														
住 所	〒 電話番号														
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称 （※）	〒 電話番号														
入所（院）年月日 （※）	(※) 介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。														

配偶者の有無		有 ・ 無		配偶者の有無が「無」の場合、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。											
配偶者に関する事項	フリガナ														
	氏 名														
	生 年 月 日					個人番号									
	住 所	〒 電話番号													
	本年1月1日現在の住所 （現住所と異なる場合）	〒 電話番号													
課 税 状 況		市町村民税													

収入等に関する申告	☐ ①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者													
	☐ ③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額82.65万円以下です。（受給している年金に○してください） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。													
	☐ ④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額82.65万円を超え、120万円以下です。													
	☐ ⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額120万円を超えます。													
預貯金等に関する申告 ※通帳等の写しは別添	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1,000万円(夫婦は2,000万円)、 ③の方は650万円(同1,650万円)、④の方は550万円(同1,550万円)、 ⑤の方は500万円(同1,500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③～⑤の方は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。													
	預貯金額	円		有価証券 (評価概算額)	円		その他 (現金・負債を含む)	() ※ 円 ※内容を記入してください						

申請者が被保険者本人の場合には、以下の記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）													
申請者住所 〒	本人との関係													

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の機関に私及び私の配偶者の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、照会することに同意します。また、当該申請に対する決定事項について、私（被保険者）の介護サービス及び介護予防サービスを提供する事業者に対して、広域連合が情報を提供することに同意します。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

※なお、提供いただく情報は、介護保険負担限度額認定審査以外には一切使用いたしません。

広域連合（市町村）記入欄

受付年月日	備 考	
年 月 日	1. 市町村民税課税状況	課税世帯 ・ 非課税世帯
適用年月日	2. 預貯金等の状況	単身：500万円以下・550万円以下・650万円以下 1000万円以下・1000万円超 夫婦：1500万円以下・1550万円以下・1650万円以下 2000万円以下・2000万円超
年 月 日 から	3. 所得・年金収入状況	82.65万円以下・82.65万円超120万円以下・120万円超
有効期限	4. 老齢福祉年金受給	有 ・ 無
年 7月31日 まで	5. 生活保護受給	有 ・ 無
	6. 境界層措置	該当 ・ 非該当 （該当の場合資料添付のこと）
	7. 特例減額措置	該当 ・ 非該当 （該当の場合資料添付のこと）

保険者等処理欄

市 町 村	減額等調査	確 認	保 険 者	申請審査	システム入力	決定通知	認定証交付（交付年月日）